

第2 外部監査の結果---全般事項

1. 補助金等の必要性・公益性について

補助金等の必要性、公益性を論じる場合、

- ・その補助金等において緊急性、即ち即時必要性はなくても、中期、長期的な必要性は高いという場合もある。
- ・その業務、現場を熟知しないと実態、真の必要性が見えてこない場合もある。
- ・ある人は必要性、公益性が高いと認識していても、価値観や考え方が違えば異なった見方をする場合もある。
- ・公益性が高いとは、より多くの人に益するということであろうが、例えば障害者の方々は老人より人数的には多くないが、だからといって障害者福祉と老人福祉を比較して、より多い老人福祉が公益性が高いということにはならない。

等々、定性的要素、主観的要素が介在しており、優劣をつけるのは大変困難である。

しかしながら、県の財政が逼迫して出せるお金に限りがある中では、どうしても必要性・公益性のレベルを求めその優劣を判断し支出額を決定する必要がある。所謂「最適配分」が必要となるのである。

本年度のテーマを監査していく上において、そのジャッジができない実情を痛切に感じた。

①各々の補助金等の必要性・公益性の内容が全く違った性質の定性的な要素を含むものであるため、各補助金等の比較をして優劣をつけることは非常に困難である。

②各々の補助金等を比較しようにも、それらを同じ土俵の上にあげてジャッジする人は誰かとなると、同じ部内における優劣例えば農林水産部における優劣であれば、そのトップである農林水産部長、愛媛県全体であれば知事乃至は副知事になるのかも知れないが、トップは各々の現場を全て経験しているわけではない。さらに、現場を渡り歩いて経験や調査研究等を行ってトップに提言等をするスタッフがいるわけではない。

③縦割組織であり、特に後述するように補助金等が国→県→市町→事業主体乃至は民間という流れで決定、支出されるケースが基本にあるため、今まではその流れの中で補助金等が決まってしまう傾向にあった。

等のためにこれができないのである。

只、県も財政事情が厳しいため、補助金等のカットの方針を示し、毎年これを行ってきている。平成17年10月に財政課が「県単独補助金の見直しについて」という文書により補

助金等の見直し基準を定めている。

即ち、補助金等の特性である、

- 一旦交付された補助金は画一的なものになりやすく、中止する契機が乏しいことから、結果として、財政の効率性を阻害すること。
- 交付先の自主的意欲を減退させ、依存行政を招きやすく、特に、交付先が市町である場合には、市町財政の自主強化を阻害させるとともに、行政責任の分担関係を混乱させる可能性があること。

を踏まえて、県単独の市町への補助金(任意継足含む)、県単独の団体への補助金(任意継足含む)、補助金的委託料等の見直し方針を下記のように打ち出している。

| | | |
|--------|---|---|
| 見直し対象 | 県単独の市町補助金 | |
| | 団体補助金、補助的委託料、事業委託料及びこれらに類する補助金・委託料 | |
| 基本的考え方 | <p>政策誘導的→終期設定、縮減、廃止</p> <p>財政支援的→直ちにまたは4年間で計画的に廃止</p> <p>廃止した事業と同内容の事業を新規に要求することは不可</p> | |
| 見直し基準 | 目的達成 | <ul style="list-style-type: none"> • 補助開始後10年以上継続の補助金 • 所期の目的が達成されたものや時代の変化とともにその役割を終えた補助金 |
| | 少額・零細補助金 | <ul style="list-style-type: none"> • 個々の市町等への交付額が100千円未満の補助金 (個々の市町への交付額が100千円以上1,000千円未満の補助金についても廃止を目指して検討に着手) |
| | 国庫補助事業に対する県単継足補助金 | <ul style="list-style-type: none"> • 国の補助率に対して、県単措置として補助率をかき上げしている補助金(法や国の補助制度として県補助金が義務化されているものは除く) • 国の補助単価に対して、県単措置として補助単価をかき上げしている補助金 • 国の補助対象基準に対して、県単措置として基準を緩和している補助金 |
| | 市町に対する交付税措置と重複している補助金 | <ul style="list-style-type: none"> • 当該補助対象経費が市町の普通交付税基準財政需要額として算定されている事業に対する補助金 • 特別交付税で財政措置されている事業に対する補助金 |
| | 高率補助金 | <ul style="list-style-type: none"> • 補助率が1/2以上の補助金 • 定額で補助を行っているもので、その額が補助対象事業全体に対して1/2以上の補助金 |

さて、以上のような背景下において、外部監査人として各補助金等の内容を検討していった際に、個々の補助金等についてその必要性・公益性を議論する際、それぞれの補助金等の目的、支出に至る経緯等を参考にしながら外部監査人としての考えを述べているので後述の個別事項をみていただきたいが、その際の基本スタンスとしては、

(1) 補助金等の本来の目的、趣旨と実際の運用、事業現場においては少しニュアンスが違って運用されているケースがある場合があった。

即ち、現場サイドでは決定された「補助金等の消化」と「予算通り使われましたということ」を説明するための収支決算書等の作成に力点があつて、外部監査人として感覚ではその補助金等を通して目指すところが確実に伝わってないと推定せざるえないケースがあった。(個別事項で意見記載)

(2) 少なくとも、補助金等の支出の効果を測定しようという努力なくして補助金等の支出をしてはならないと思われ、その意識が不足しているものもあった。(個別事項で意見記載)

前述のような必要性・公益性をジャッジできない実情を述べたが、さらに、県が現在行っている事業評価等を踏まえながら、その内容を検討したい。

県は平成13年度から事務事業の評価を行っている。これは補助金等の対象となっている事業も含めて1600余りある県の事業についてその必要性、有効性を自己評価していくという作業である。さらに、平成17年度より予算編成の段階において行う予算施策評価を行っている。ここでは、各部内において個々の事業について、高・中・低というランク付けをして、財政課の予算のシーリングの中で、重要性の高いものを選択していき、効率的な行政運営をしていこうというものである。さらに、平成19年度より、県内部における評価に加えて外部の視点を取り入れている。即ち、民間の委員に予算施策とその事業について評価してもらうというものである。

このような過程で補助金等についても、定量化しようとしているわけではあるが、どうしてもこの方法であると総花的になってしまう。というのは、個々の事業について各々その評価を問うても部を超えた全県的な相対的比較はできる体制にはない、ということは切り捨てられる勇気が発揮されにくいというのが現状だからである。

現場経験をできるだけ多く積み、現場を知った上で、部や課を超えてそれぞれの補助金等、委託等の事業の必要性・公益性の質を比較検証しながら、単年度予算という括りから脱した中長期的計画の中で補助金等の支出を決定していくことを提言できる部署乃至は人材づくりが必要であると思う。(意見)

2. 補助金等の公平性の確保がなされているかについて

補助金等について必要性・公益性同様に大切なことは、公平性であると思う。即ち、自治体が一定の公益的目的を達成するために補助金等を決定し、これを執行する場合において、

- ①補助金等を受けることができる条件を明示し、その権利を有する誰もが機会平等になるように周知徹底しなくてはならない。(個別事項で意見記載)
- ②「従前よりこのような制度があったので踏襲してきました」ということで補助金等が毎年決定、支出されていたものでも、又公益性の説明をされたにせよ、外部監査人の観点から、特定の人や組織を優遇するおそれがあるものについては、これを改める必要がある。(個別事項で意見乃至は指摘を記載)

を意識しながら、各補助金の内容を検討していったつもりである。

そして、この公平性の観点から問題ありと判断した場合は、これについて記載している。

3. 補助金等の常識は民間の非常識について

以下は包括外部監査人及び今回当監査に携わった補助者の皆さんの補助金行政に接した印象である。各項目において説明したいことを強調するために下線を引いている。

- (1) 補助金を支出するに際して、補助金を受け取る側に補助金収入を含めた当該事業の収入と支出の明細書、収支報告、決算書、事業報告書等をつくってもらうが、この際数字に関しては、多くの場合「収入合計」=「支出合計」となる報告書となるように作成する。本来、収入と支出は予算、執行どおりにいかず余剰がでるケース、足りなくなるケースがあるはずであるが、そのような報告書はつくらないという常識がある。
- (2) 補助金等には受益者負担を求める補助金等が多い。即ち補助金等交付要綱等で補助率を定め、一定の受益者負担があってはじめて補助金が支給される。
例えば 100 の事業を決め、その 20 を受益者が負担する場合に補助を 80 出すというケースがある。この場合に事業規模を 80 にして全額補助金という方法はとられない、補助金等の額はこの場合でも 80 で同じであるにもかかわらず、である。結果として、どうしても必要な補助金であっても 20 の自己負担がないと出ないことになる。これが常識である。そうすると 20 を持っている者か、もしくは所謂、何らかの形で負担できる者に支給されることになる。補助金はもらう側にお金がないからもらうはずなのに、

お金がないともらえないということになる。

(3) 現代は変化の激しい時代である。補助金の支出対象とした事業を決めた後、環境の変化で、その事業が立ち行かなくなるケースが出てくることは頻繁にある。補助金を受けた側としても、方針転換をして、時代の変化に対応したい。そのような場合にその補助対象事業を止めると補助金返還という関門が待っている。これが常識であり、法律による縛りである。もちろん、補助金等を出す側としては、補助金等出したのだからその目的にきちんと使ってくれ、成果を出してくれということではあろうが、この変化の激しい時代に事業として立ち行かなくなるケースも多いであろうし、事業主体としても当初の計画が間違っていたので早く方針変換したいが、受けた補助金が大きいい場合、これを返還できず、ズルズルとその事業を引っ張ることになる。

(4) 補助金のシステムとしては、国→県→市町村→事業主体というながれで支出されるケースが多く、多義に渡っている。もちろん県単独事業というものもあるが、多くは国の間接補助金としての役割を担っているケースが多いのである。即ち、多くの補助金等が国の省庁の政策の中で決定されているのである。つまり、言い方を変えればお金を出す側である県が主体的ではないのか、主体的になれないのである。これが常識である。このことは一方で、国から地方自治体への権限委譲という大きな流れもあって、従来までは国が補助金を出していたが、国としては出さなくなり、県に100%その負担を求めてくるケースが目につくことにもつながっている。この場合、その管轄省庁や外局から引き続き補助金等を支出することに対するお願いがきている場合がある。

又、国が引き続き、県経由で補助金等の支出をする場合、県としては特定財源である場合、できるだけ国からお金を引き出したいという感覚もでてくるということは事実である。

以上の「補助金等の常識は民間の非常識」現象を個別事項の中でも感じる場合があれば、これに触れ、疑問を呈している。その感覚の基本にあるのは、補助金等は住民の税金等によって賄われているのであるから、真水として有効に使われるべきであるという住民としての常識感覚である。

4. 補助金等の支出とその検証について

本年の補助金等の執行というテーマにおいて、問題となる場所が多かったのがこの

「検証」である。本報告書の1.事件（監査のテーマ）を選定した理由及び着眼点、(2)最近の地方自治体、愛媛県を取り巻く環境と県民の期待に対して、で述べたように

平成 19 年度で発生、発覚した事件は、その検証が十分になされていないということが原因である。

ここで検証という場合、

- ①補助金等の執行先において、その資金使途、目的通りの事業への支出がなされていることを証明、説明する文書、計算書等の作成提出を求めてこれを確認する作業はできているか。
- ②前述の執行先が提出してきた文書、計算書等が正しいかどうか、また当該事業が実際に目的通りに行われたかどうかについて執行先等に出向いて現場管理資料、領収書等の実際の証憑や外部証拠等で確かめる作業はできているか。
- ③前述の執行先における事業費等の支出に係る内部牽制システム等の内部統制組織が有効に働いているかどうかを検討する作業はできているか。
- ④執行先が市町である場合、県としてどの程度まで執行先に行って②や③の作業を行っているか。

ということに留意して検討した。

その結果、①については、まずは問題とされるようなことはなかったが、外部監査人の公認会計士監査に携わる者としての感覚からして、その書式が十分とはいえない場合、その書式を工夫して、その報告がより検証しやすいようにするとともに、②における確かめる作業が必要である。

さらに、②の作業における検討作業は執行先が多数に上る場合、サンプリング方法をとることになるが、少なくともここにいう②の検証手続においては、その執行先現場に出向いての検証が必要である。

この3年間、県の担当者の事業等の検証手続を検討した際、その文書作成について説明責任を意識した手間をかけた文書づくりはよくされていると思うが、本来それは実態把握のための手段になるべきところを、むしろそれが目的化してしまう傾向にある。むしろ説明責任を果たすための文書づくりの際に、実態把握、合目的性を意識した検討をしていただきたい。個別事項で個々の補助金等について記載しているので参考にしていただきたい。

さらに、③については外部監査人としての監査体験から執行先件数が多数ある場合、②のサンプリング件数を決定する手段として利用していただきたい。

又、④についてもアンケート調査1でヒヤリングして、実施状況を検討したが、前述した社会保険庁の年金記録管理不備問題もあり、市町といえども黙認せず健全なる懐疑心でもっての検証が必要であり、これが不備のものについては個別事項で記載している。(以上、検証に関連して個別事項で意見乃至は指摘を記載)

5. 県からの派遣職員と補助金等について

(1) 職員派遣と公益法人等派遣法

御承知のようにほとんどの地方公共団体では、その公共目的や公的サービスの実現のために、いわゆる「第三セクター」³を設立し、その設立した第三セクター等に対して、当該地方公共団体がその職員を派遣することによって人的関与を行っている⁴。

ところで、地方公共団体からの他団体への職員派遣に関して、従来の地方公務員制度においては、地方自治法第 252 条の 17⁵、地方公務員等共済組合法第 18 条等に個別に法定された派遣（以下「法定派遣」という。）を除き、法令に一般的な定めを欠いていた。その一方で、地方行政の運営上、第三セクター等において、公務員の専門的知識の活用により円滑な事業の推進を図るとともに地方公共団体の意向を十分に反映させる等の目的から、法定派遣以外の職員の派遣（いわゆる法定外派遣）を行う現実的必要性に迫られていた。

そのため、実務上は、派遣職員が

- ①派遣元を退職する、
- ②派遣元を休職する、
- ③派遣職員に対して地方公務員法 35 条に基づく条例等により職務専念義務を免除する、
- ④職務命令を発する、

という四つの方式による対応がとられてきたようである。

しかし、このような地方公共団体の対応をめぐっては、従来から、地方公共団体の他団体への職員派遣それ自体は法的に一応可能であるとしても、実際に職員派遣を行えるかどうか、特に給与等の支給を伴う場合については、

第一に、地方公務員の職務専念義務に抵触しないかどうか、

第二に、派遣先が商法(現会社法)法人である場合それは営利企業等の従事制限に抵触しないかどうか、

第三に、派遣職員の給与を派遣元が負担することができるかどうか、

という三つの角度より慎重に検討を施す必要があるという意見があった⁶。

そして、実際上は、派遣元である地方公共団体が派遣職員の給与を負担する例が多かったため、これを捉えた住民訴訟が複数提起されたが、そもそも、派遣方法、派遣先団体の性

³ 旧自治省通知『第三セクターに関する指針』（平成 11 年 5 月 20 日付自治政 45 号。平成 15 年 12 月 12 日付総財経 398 号により改定）では、「第三セクターとは、地方公共団体が出資又は出えん（以下「出資」という。）を行っている民法法人及び商法法人をいう。」ものとされる。

⁴ 地方公共団体が出資・出捐を行っている商法法人、民法法人、地方三公社及び地方独立行政法人（第三セクター等）を対象に総務省が行った調査の結果によれば、平成 18 年 3 月 31 日現在、第三セクター等の役職員のうち、16.3%を地方公共団体からの出向者が占めている（総務省『第三セクター等の状況に関する調査結果』（平成 18 年 12 月 27 日）10 頁）。

⁵ 地方自治法第 252 条の 17 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。

⁶ 石 龍潭「いわゆる第三セクターに関する行政法学的考察（三）」北大法学 56 巻 2 号 807-808 頁。

格や事業内容も様々であるため、裁判所の判断も分かれるという状況にあった。

このような状況下、平成 10 年 4 月 24 日、最高裁判所は、市が商工会議所へ両者間の協定に基づきその職員を職務専念義務の免除をした上で派遣し、市が当該職員に対して給与を支給していたことにつき、同市住民が市及び商工会議所を相手取って提訴した住民訴訟において、以下のように判示した。

すなわち、最高裁判所は、派遣職員に関する職務専念義務の免除や勤務しないことについての承認については、条例等がその要件につき明示に定めていない場合であっても、「処分権者がこれを全く自由に行うことができるというものではなく、職務専念義務の免除が服務の根本基準を定める地方公務員法第 30 条⁷や職務に専念すべき義務を定める同法第 35 条⁸の趣旨に違反したり、勤務しないことについての承認が給与の根本基準を定める同法第 24 条 1 項⁹の趣旨に違反する場合には、これらは違法になると解すべきである」とし、

- ①派遣の目的、
- ②派遣先の性格、
- ③派遣先の具体的な事業内容、
- ④派遣職員が従事する職務の内容、
- ⑤派遣期間、
- ⑥派遣人数等、

の諸般の事情を総合考慮した上で、職務専念義務の免除については、派遣のため派遣職員を市の事務に従事させないことが、また、承認については、これに加えて、市で勤務しない時間につき給与を支給することが、上記地方公務員法の各条項の趣旨に反しないものといえるかどうかを慎重に検討するのが相当であると判示し¹⁰、原審に差し戻している¹¹。

旧自治省では、従前から公益法人等への職員の派遣制度に関して具体的な検討を行っていたのであるが、上記の最高裁判決（以下「平成 10 年最判」という。）で当該制度に関する一定の考え方等が示されたこと等を踏まえて、『公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律』（平成 12 年法律 50 号。以下「公益法人等派遣法」という。）が制定

⁷地方公務員法第 30 条　すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

⁸地方公務員法第 35 条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

⁹地方公務員法第 24 条第 1 項　職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

¹⁰ 最判平成 10 年 4 月 24 日判時 1640 号 115 頁。

この判決により、「職務専念義務の免除による職員の派遣及びそれに伴う給与支出の適否についての一般的な判断基準が揭示され、任命権者の裁量権を広く解することにより、あるいは、派遣先団体の一般的な性格から職員派遣を適法とする考え方は否定されることになった」（鹿子嶋、「職務専念義務免除による職員派遣の適法性等の判定」民商法雑誌 131 巻 4・5 号注 3、712 頁）。

¹¹ 差し戻し後の上告審（最判平成 16 年 3 月 2 日判時 1870 号 8 頁）は、本件職務専念義務の免除は地方公務員法第 30 条、35 条の趣旨に、本件承認は同法第 24 条 1 項の趣旨にそれぞれ反すると判示しながらも、本件給与支出についての市長の過失は否定している。

された。

この公益法人等派遣法は、従来任命権者が職務専念義務免除制度等の運用により行っていた公益法人等への職員派遣について、統一的なルールを設定し、職員派遣の適正化、手続の透明化、派遣職員の身分取扱いの明確化を図るとともに、地域における人材の有効活用を通じた行政と民間の適切な連携協力による地方公共団体の諸施策の推進を図ることを目的として制定されたものとされている。

(2) 公益法人等派遣法の概要と愛媛県における条例等

公益法人等派遣法¹²は、正しく地方自治体が設立した公益法人を円滑に運営するために適切な人材を派遣し、その公益法人の目的を達成しようというものである。

そして、同法における職員派遣制度は、

- ①派遣職員が公務員としての身分を有したまま、条例で定める公益法人等の業務に従事する「職員派遣制度」
- ②派遣職員が地方公共団体を退職した上で、条例で定める一定の営利法人（特定法人）¹³の業務に従事し、業務に従事すべき期間が満了した場合等に派遣元地方公共団体が再びその派遣職員を採用する「退職派遣制度」

とに大別される。このうち、前者（職員派遣）については、同法第2条第1項¹⁴に定めがあり、地方公共団体は、公益法人等派遣法に基づく派遣を行う場合、派遣先等について条例で定める必要があることとなる。

そこで、愛媛県においても、同法の成立を受け、『公益法人等への職員の派遣等に関する条例』（平成13年条例47号。以下「愛媛県派遣条例」という。）及び『公益法人等への職員の派遣等に関する規則』（平成14年人事院規則6-159 以下「愛媛県派遣規則」という。）が、それぞれ制定されている¹⁵。

¹²公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第1条 この法律は、地方公共団体が人的援助を行うことが必要と認められる公益法人等の業務に専ら従事させるために職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四条第一項に規定する職員をいう。第七条を除き、以下同じ。）を派遣する制度等を整備することにより、公益法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて、地域の振興、住民の生活の向上等に関する地方公共団体の諸施策の推進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

¹³特定法人とは、当該地方公共団体が出資している株式会社のうち、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるものをいう（公益法人等派遣法第10条1項）。

¹⁴公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条 任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる団体（以下この項及び第三項において「公益法人等」という。）のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるものとの間の取決めにに基づき、当該公益法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員（条例で定める職員を除く。）を派遣することができる。

¹⁵ 愛媛県派遣条例における「公益法人等」とは、公益法人等派遣法第2条1項にいう公益法人等をいう（愛媛県派遣条例第1条）。

そして、この条例の規定に基づいて、平成18年4月1日付人事委員会規則6—173 による改正後の愛媛県派遣規則2条及び同規則の別表（第2条関係）は、派遣先公益法人等として、13団体（愛媛県土地開発公社、(財)えひめ地域政策研究センター、(財)愛媛県廃棄物処理センター、(財)えひめ産業振興財団、(社)愛媛県観光協会、(財)愛媛県文化振興財団、(財)愛媛県国際交流協会、(財)えひめ農林漁業担い手育成公社、(財)愛媛県動物園協会、(財)愛媛県埋蔵文化財調査センター、(財)愛媛県体育協会、(財)愛媛県スポーツ振興事業団、(財)砂防・地すべり技術センター）を具体的に列挙している（なお、愛媛県派遣規則は、平成14年2月に制定されて以来、数度にわたって改正されており、それらの改正に伴い、派遣先団体も、下表「愛媛県派遣規則による派遣先公益法人等一覧表」のように改正されている。）。

愛媛県派遣規則による派遣先公益法人等一覧表

| 平成14年4月1日以降（注1） | | 平成16年4月1日以降（注2） | | 平成18年4月1日以降（注3） | |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| 1 | 愛媛県住宅供給公社 | 1 | 愛媛県住宅供給公社 | | |
| 2 | 愛媛県土地開発公社 | 2 | 愛媛県土地開発公社 | 1 | 愛媛県土地開発公社 |
| 3 | (財)えひめ地域政策研究センター | 3 | (財)えひめ地域政策研究センター | 2 | (財)えひめ地域政策研究センター |
| 4 | (財)愛媛県国際交流協会 | 4 | (財)愛媛県国際交流協会 | 3 | (財)愛媛県国際交流協会 |
| 5 | (財)えひめ女性財団 | 5 | (財)えひめ女性財団 | | |
| 6 | (財)愛媛県廃棄物処理センター | 6 | (財)愛媛県廃棄物処理センター | 4 | (財)愛媛県廃棄物処理センター |
| 7 | (財)えひめ産業振興財団 | 7 | (財)えひめ産業振興財団 | 5 | (財)えひめ産業振興財団 |
| | | 8 | (社)愛媛県観光協会 | 6 | (社)愛媛県観光協会 |
| 8 | (財)えひめ農林漁業担い手育成公社 | 9 | (財)えひめ農林漁業担い手育成公社 | 7 | (財)えひめ農林漁業担い手育成公社 |
| 9 | (財)愛媛県動物園協会 | 10 | (財)愛媛県動物園協会 | 8 | (財)愛媛県動物園協会 |
| 10 | (財)愛媛県文化振興財団 | 11 | (財)愛媛県文化振興財団 | 9 | (財)愛媛県文化振興財団 |
| 11 | (財)愛媛県埋蔵文化財調査センター | 12 | (財)愛媛県埋蔵文化財調査センター | 10 | (財)愛媛県埋蔵文化財調査センター |
| 12 | (財)愛媛県体育協会 | 13 | (財)愛媛県体育協会 | 11 | (財)愛媛県体育協会 |
| 13 | (財)愛媛県スポーツ振興事業団 | 14 | (財)愛媛県スポーツ振興事業団 | 12 | (財)愛媛県スポーツ振興事業団 |
| 14 | (社)愛媛県社会福祉事業団 | 15 | (社)愛媛県社会福祉事業団 | | |
| | | | | 13 | (財)砂防・地すべり技術センター |

- 注 1. 愛媛県派遣規則制定当初のもの（ただし、(財)えひめ農林漁業担い手育成公社は、平成14年3月29日人事委員会規則6-160により(財)愛媛県農業開発公社から変更）。
2. 平成16年4月1日人事委員会規則6-167による改正後のもの。
3. 平成18年4月1日人事委員会規則6-173による改正後のもの（現行）。

(3) 派遣職員に対する給与支給と公益法人等に対する補助金

ところで、公益法人等派遣法第6条1項は、「派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しない。」と規定し¹⁶、地方公共団体からの派遣職員への給与支給を原則として禁じる。只同条2項において「派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の

¹⁶ この規定は、地方公共団体から公益法人等への派遣職員について、「いわゆるノーワークノーペイの原則により地方公共団体は給与を支給しないことが原則であることを明らかにしたものである」とされる（重徳和彦ほか「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律について（三）」地方公務員月報446号29頁）。

事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であってその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、条例で定めるところにより、給与を支給することができる。」とし、例外的に地方公共団体が派遣職員に給与を支給できる場合を規定している¹⁷。

地方公共団体からの公益法人等への職員派遣における給与支給についてこのような規定が設けられている趣旨は、地方公共団体からの公益法人等への職員派遣が適法になされるとしても、その派遣職員に対して派遣元の地方公共団体から給与支給を行いうるかについては、上記の平成10年最判からも窺われるように、地方公務員の服務に関する根本基準を定める地方公務員法第30条¹⁸や職務専念義務を定める同法第35条¹⁹等との関係で、別個問題となり得るからであると解される²⁰。

そこで愛媛県派遣条例第4条も、派遣職員が派遣先団体において従事する業務が県の委託を受けて行う業務、県と共同して行う業務若しくは県の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であってその実施により県の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるもの（以下「県委託等業務」という。）である場合又は県委託等業務（これに相当する県以外の地方公共団体に係る業務を含む。）が派遣先団体の主たる業務である場合には、当該派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、給与（給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当）の100%以内を支給することができる旨を規定している。

しかしながら、このような愛媛県派遣条例第4条の規定にもかかわらず、県からの派遣職員に対する直接的な給与支給は行わない一方で、派遣職員に対する給与相当額を派遣先公益法人等に対し「運営費補助」等の名目で補助金として支給する例が見受けられた（この場合、派遣職員への給与支給は、派遣先公益法人等から行われることとなる。）。そして、このような運用は、公益法人等派遣法の立法趣旨から考えて、問題を有すると考えられる。

そこで、当県における公益法人等への職員派遣の実態を調査するために、各部局に対して、本報告書18～19ページに記載のアンケート3調査を実施した。

なお、このようなアンケート3調査とは別に、愛媛県が25%以上の出資又は出捐を行っている出資法人（以下、「25%以上県出資法人」という。）について、愛媛県あるいは派遣

¹⁷ このような例外的取扱いが認められるのは、地方公共団体の委託を受けて行う業務に従事している場合等には、「地方公共団体の職務に従事することと同様の効果をもたらすものと認められるためである」と解説されている（重徳ほか、前掲注4、29頁）。

¹⁸ 地方公務員法第30条（服務の根本基準）前脚注参

¹⁹ 地方公務員法第35条（職務に専念する義務）前脚注参

²⁰ 亘利 格「派遣職員と給与支出」地方自治判例百選（有斐閣、第三版、平成15年）141頁。

先公益法人等がそれぞれのホームページ（HP）等を通じて公表している資料（主として平成18年分）の分析に基づき、これら県出資法人への職員派遣に関する状況把握を行った。

(4) 県の公益法人等に対する職員派遣の現状

上記のアンケート調査等の結果は、おおむね次表「職員の派遣等に関する回答一覧表（派遣あり分のみ）」（以下、「回答一覧表」という。）のようなものであったが、この結果等から以下のような事項が判明した。

職員の派遣等に関する回答一覧表（派遣あり分のみ）

※下表において、別表団体とは、職員の派遣当時において「公益法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年人事委員会規則6-159）」別表に掲げる団体に該当するものをいう。 金額単位：千円

| No. | 部局等 | 担当課 | 派遣先団体名 | 別表団体(※) | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 備考（平成18年分に関して） | | |
|-----|-------|--------|------------------|---------|-----------|----------|--------|--------|--------|--------|----------------|---|---|
| 1 | 総務部 | 税務課 | 愛媛地方税滞納整理機構 | × | 派遣形態 | | | | | | 職務命令(併任) | 職員の派遣に関する協定書において、県が負担した給料及び手当の額に相当する金額を派遣先は県が定める方法により県に納付することとしている（平成18年度実績28,643千円） | |
| | | | | | 給与支給者 | | | | | | | | 県 |
| | | | | | 派遣職員数 | | | | | | | | 3 |
| | | | | | 負担金等の支出金額 | | | | | | | | |
| 2 | 企画情報部 | 企画調整課 | (財)えひめ地域政策研究センター | ○ | 派遣形態 | 職務命令 | 派遣法 | 派遣法 | 派遣法 | 派遣法 | 派遣法 | 平成18年度“えひめ地域政策研究センター運営費補助金”の総額は、30,587千円である。 | |
| | | | | | 給与支給者 | 県 | 派遣先 | 派遣先 | 派遣先 | 派遣先 | 派遣先 | | |
| | | | | | 派遣職員数 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 | | |
| | | | | | 負担金等の支出金額 | | 18,161 | 18,283 | 18,026 | 30,459 | 27,958 | | |
| 3 | 県民環境部 | 男女参画課 | (財)えひめ女性財団 | ○ | 派遣形態 | 職務専念義務免除 | 派遣法 | 派遣法 | 派遣法 | 派遣法 | | 平成18年度から職員派遣停止（別表団体から削除） | |
| | | | | | 給与支給者 | 県 | 派遣先 | 派遣先 | 派遣先 | 派遣先 | | | |
| | | | | | 派遣職員数 | 6 | 4 | 5 | 5 | 3 | | | |
| | | | | | 負担金等の支出金額 | | 30,807 | 39,656 | 40,039 | 24,999 | | | |
| 4 | " | 廃棄物対策課 | (財)愛媛県廃棄物処理センター | ○ | 派遣形態 | 職務専念義務免除 | 派遣法 | 派遣法 | 派遣法 | 派遣法 | 派遣法 | 県HP「出資法人の概要」では、“職員の人件費に対する補助”として23,299千円が記載されているが、このうちプロパー職員分を除いたものが記載金額である。なお、“廃棄物処理センター運営費補助金”の総額は、上記の“職員の人件費に対する補助”を含め、128,992千円である。 | |
| | | | | | 給与支給者 | 県 | 派遣先 | 派遣先 | 派遣先 | 派遣先 | 派遣先 | | |
| | | | | | 派遣職員数 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | |
| | | | | | 負担金等の支出金額 | | 6,059 | 5,177 | 4,885 | 4,682 | 7,587 | | |
| 5 | 保健福祉部 | 保健福祉課 | (社福)愛媛県社会福祉事業団 | ○ | 派遣形態 | 職務専念義務免除 | 派遣法 | 派遣法 | 派遣法 | 派遣法 | | 平成18年度から職員派遣停止（別表団体から削除） | |
| | | | | | 給与支給者 | 県 | 派遣先 | 派遣先 | 派遣先 | 派遣先 | | | |
| | | | | | 派遣職員数 | 14 | 9 | 8 | 4 | 4 | | | |
| | | | | | 負担金等の支出金額 | | 84,489 | 74,569 | 48,046 | 37,879 | | | |
| 6 | 経済労働部 | 産業創出課 | (財)えひめ産業振興財団 | ○ | 派遣形態 | 職務命令 | 派遣法 | 派遣法 | 派遣法 | 派遣法 | 派遣法 | 平成18年度“えひめ産業振興財団運営費補助金”のすべてが、県からの派遣職員の人件費等（人件費及び福利厚生費）に対する補助である。 | |
| | | | | | 給与支給者 | 県 | 派遣先 | 派遣先 | 派遣先 | 派遣先 | 派遣先 | | |
| | | | | | 派遣職員数 | 4 | 4 | 4 | 5 | 5 | 5 | | |
| | | | | | 負担金等の支出金額 | | 39,456 | 35,082 | 42,496 | 43,227 | 39,929 | | |
| 7 | " | 観光交流課 | (社)愛媛県観光協会 | ○ | 派遣形態 | | | | 派遣法 | 派遣法 | 派遣法 | 同法人の平成18年度収支計算書の一般会計・事業活動収入・県費補助金等収入の「運営費等補助金」28,080,109円に含まれており、差額1,750千円は、純粋な管理経費に対する補助金である。 | |
| | | | | | 給与支給者 | | | | 派遣先 | 派遣先 | 派遣先 | | |
| | | | | | 派遣職員数 | | | | 1 | 3 | 3 | | |
| | | | | | 負担金等の支出金額 | | | | 9,982 | 26,945 | 26,330 | | |

- ② 平成 18 年度における派遣先公益法人等の数は 13 法人であるが、特殊な法人（地方自治法 284 条に基づく一部事務組合である、愛媛地方税滞納整理機構）をのぞく 12 法人のうち、25%以上県出資法人は 9 法人（(財)愛媛県廃棄物処理センター、(財)えひめ産業振興財団、(財)愛媛県国際交流協会、(財)えひめ農林漁業担い手育成公社、愛媛県土地開発公社、(財)愛媛県動物園協会、(財)愛媛県文化振興財団、(財)愛媛県埋蔵文化財調査センター、(財)愛媛県スポーツ振興事業団）、それ以外の法人が 3 法人（(財)えひめ地域政策研究センター、(社)愛媛県観光協会、(財)愛媛県体育協会）であった。

なお、県から派遣先公益法人等に対して職員派遣が行われる場合、通常、派遣職員ごとに「職員の派遣に関する協定書」が県と派遣先公益法人等の間で締結される。

また、回答一覧表のとおり、平成 14 年度から平成 18 年度までのすべての年度において、派遣職員数及び負担金等の支出額のいずれにおいても、愛媛県土地開発公社²¹に対するものが突出して多くなっている。

- ③ 当県から派遣先公益法人等に対して派遣人件費相当額を補助金として支出する場合、補助金交付要綱に基づき、その全額が「(相手先団体名) 運営費補助金」等として交付されている場合がある。

たとえば、(財)愛媛県国際交流協会に対しては、『愛媛県国際交流協会運営費補助金交付要綱』に基づき、「愛媛県国際交流協会運営費補助金」が交付されているが、同交付要綱によれば、同運営費補助金の補助対象経費は派遣職員の人件費及び福利厚生費のみであることから考えて、「愛媛県国際交流協会運営費補助金」の内容は、実質的には「県派遣職員人件費補助金」である。

- ④ 一方、指定管理者制度に基づき、施設の管理運営を委託している派遣先公益法人等（一例として、(財)愛媛県動物園協会）については、県の予算編成上、当該法人に対して支出すべき管理運営委託料を積算する際に、派遣先公益法人等が派遣職員に対して支出する人件費相当額を派遣先公益法人等が行う管理運営業務に係る原価に含めたところにより管理運営委託料を算定しているため、実質的には派遣職員の人件費相当額を派遣先公益法人等に支出する管理運営委託料として支出している団体もある。

- ⑤ 上記③及び④とは異なり、(財)愛媛県埋蔵文化財調査センターについては、公益法人等派遣法の施行以後の平成 14 年度から平成 18 年度において、各年度 14～18 名もの職員が県より派遣されているが、同財団に対しては、県から派遣職員の人件費に相当する負担金等は支出されていない（ただし、正確には、少なくとも平成 18 年度においては、同

²¹ 同公社については、愛媛県『県出資法人改革プラン』（平成 18 年 3 月）において、「経営環境を踏まえた見直し」が必要な 12 法人の一つとして掲げられ、その理由として、「公共事業費が削減傾向にある中、収入のほぼ 100%を県からの委託金等に依存しており、現在の委託方式を継続するとしても、更なるコスト削減など、抜本的な見直しが必要である。」（同改革プラン 3 頁）とされている。

財団に対して、派遣職員健康診断補助金 88 千円が交付されている。) 。

- ⑥ 以上のような、派遣職員に対する人件費負担の実態については、愛媛県あるいは派遣先公益法人等がHP等で公表している財務諸表等の資料からは、必ずしも明らかではない。たとえば、県のHPの一部である「県出資法人の概要及び経営状況等の一覧表」²²及び当該一覧表のリンク先である各法人の「出資法人の概要」においては、各法人に常勤・非常勤の役職員として派遣されている県職員の人数等が明記されているが、その派遣職員に係る人件費についての実質的な県の負担に関しては、派遣先公益法人等によっては、まったく記載されていない場合がある。また、派遣先公益法人等が公表している財務諸表等においても、補助金等の種類ごとに記載がなされていない場合がある。

すなわち、たとえば、(財)愛媛県スポーツ振興事業団に関する「出資法人の概要」²³においては、「役職員の状況」欄に常勤職員 25 名のうち県からの派遣職員が 5 名存在すること等が明記され、「県費支出の状況 (18 年度決算)」欄において、当県から同法人に対して“ 県派遣職員補助金”として“ 派遣職員の人件費”に対する補助金支出が 37,432 千円行われたことが明示されている。また、当該「出資法人の概要」からのリンク先²⁴や同法人のHP²⁵等において開示されている平成 18 年度における「正味財産増減計算書」においても、“ 受取補助金等”のうち“ 県派遣職員経費補助金収入”が 37,432,281 円であったことが明示されている。

しかし、このように派遣職員の人件費が補助金として支給されていることと容易に推測しうる例は、むしろ稀である。

たとえば、上記②に記載したとおり、当県からの職員派遣においてもっとも大きな地位を占める愛媛県土地開発公社に関する「出資法人の概要」²⁶においては、「役職員の状況」欄に常勤役員は 1 名であり、その者は県からの派遣職員であること、常勤職員 50 名のうち県からの派遣職員が 21 名存在すること等が明記されているものの、「県費支出の状況 (18 年度決算)」欄においては“ 土地開発公社管理運営費補助金”支出が 163,911 千円であったことが示されているにすぎない。また、同公社の平成 18 年度における「損益計算書」にも“ 事業外収益”のうち“ 雑収益 (運営費補助金)”が 163,911,000 円であったことのみが示されている。このように、当該運営費補助金の補助対象経費については明確にされていないが、『愛媛県土地開発公社管理運営費補助金交付要綱』によれ

²² <http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/houjinjoukyou/hojingaiyo.htm> (2007 年 10 月 18 日現在)。

以下、HPアドレスの記載については、2007 年 10 月 18 日現在のものである。

²³ <http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/houjinjoukyou/houjingaiyou/kyouiku/sports/gaiyou-sports.htm>

²⁴ <http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/houjinjoukyou/houjingaiyou/kyouiku/sports/18syoumizaisan-sports.pdf>

²⁵ <http://www.epsc.jp/promotion2/index.html>

²⁶ <http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/houjinjoukyou/houjingaiyou/doboku/tochi/gaiyou-tochi.htm>

ば、当該補助金の補助対象経費は「県から派遣される職員の人件費等」（同要綱 1 条）であり、「人件費等」とは人件費及び福利厚生費である（同要綱別表。なお、『平成 19 年度 愛媛県土地開発公社予算』第 2 条において、“事業外収益”のうち“雑収益”の同年度の予算額 152,558 千円は、「県派遣職員経費に係る愛媛県補助金」であることが摘要欄に示されている。また、回答一覧表における平成 18 年度の「負担金等の支出金額」192,282 千円と上記運営費補助金 163,911 千円との間に差異が生じている理由は、前者には委託料として支出された 28,371 千円が含まれていることによる。）²⁷。

また、(財)愛媛県国際交流協会に関する「出資法人の概要」においては、「県としての法人への関わり方等」欄に「円滑な協会運営を図るため、(中略)県から派遣された職員の人件費に対する補助を行います」との記載があるものの、具体的にどのような形で補助を行うのかについては必ずしも明確ではない（同協会に対する運営費補助金が人件費補助金であることについては、上記②参照）。

以上のように、県からの公益法人等への職員派遣に関しては、派遣先公益法人等によって情報公開の程度に相当な格差が認められる。

- ⑦ また、愛媛県が平成 19 年 9 月 28 日に公表した「愛媛県人事行政の運営等の状況」²⁸上の“ 1 人事行政の運営の状況”の“(2) 給与の状況 ア総括”の“(ア)人件費の状況(普通会計決算)”及び“(イ)職員給与費の状況(普通会計予算)”においては、派遣先公益法人等に負担金等を交付することにより、実質的に県が派遣職員の人件費の相当部分を負担している場合があるにもかかわらず、職員数に派遣職員数を含めず、給与費に派遣職員に関する部分も含めないところにより、「人件費」や「1人あたり平均給与費」が算定されている。

したがって、現状においては、当県の人件費の支出状況について、誤解が生じる可能性があると考えられる。

(5) 当県における職員の公益法人等に対する派遣についての監査結果

以上より、当県における職員の公益法人等に対する派遣に関連しては、次のような問題があると考えられる。

- ① 周知のように、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」（地方自治法232条の2）とされているが、この「公益

²⁷ 運営費補助金の全額が人件費補助金だとすると、同公社が当該運営費補助金を事業外収益（雑収入）として計上していることには違和感があるが、ここでの詳論は避ける。

²⁸ 愛媛県報 1900 号 1020 頁以下。

上の必要性」の有無の判断にあたっては、判例上、地方公共団体に広範な裁量権を認め、「その行使が著しく不合理で裁量権を逸脱・乱用していると認められる場合にのみ違法とする傾向が強い」²⁹とされる。また、公益法人等に職員を派遣するとともに、派遣先に対して派遣職員の給与相当額の補助金を交付することの可否については、公益法人等に対する補助金交付が一般的に許されるのであれば、派遣職員の賃金相当額に連動させた補助金交付の違法性を説明することは困難であるとする考え方³⁰も存在する。

しかし、公益法人等派遣法の施行後、派遣元である地方自治体から公益法人等への派遣職員に対して直接に人件費を支給せず、一方で派遣職員の人件費相当額を派遣先団体に補助金等として支出する手法については、「脱法的な手法による脱法的な行為であるとともに、新しく施行された公益法人等派遣法の有名無実化を意味するもの」³¹であると厳しく指摘する説もあり、他の自治体（兵庫県神戸市）においては、類似の二事案において住民監査請求が提起され（いずれも措置請求は棄却）、うち一件については現在、住民訴訟で争われているところである³²。

また、公益法人等派遣法の施行後も、同法の定める手続によらずに職務命令で土地区画整理組合に職員を派遣していた事例において、さいたま地裁は、「かつて地方公共団体の職員の公益法人等への派遣に関し、法的解釈や実務上の取扱いも分かれていたものの、それらを解決させるべく平成12年に公益法人等派遣法が制定され、手続等の法整備がされたものであって、平成14年4月1日の公益法人等派遣法施行後は、本件のような形態で土地区画整理組合に職員を派遣し、専らその事務に従事させる場合には公益法人等派遣法に定める手続を採らなければならないことは法律上明らか」であると判示している³³。

さらに、前述のように、公益法人等派遣法は、地方公共団体から公益法人等へ派遣された職員への直接的な給与支給を原則として禁じているのであるが、それが許容される場合をも法定し、愛媛県派遣条例等も同様の趣旨の規定を設けているところである。

即ち、派遣法（及びそれを条例化した派遣条例）等の規定は、旧来より、地方公共団体が職員を派遣すること自体に問題があったことに加え、その派遣職員は「地方公共団

²⁹ 田村和之『基本法コンメンタール第四版 地方自治法』室井 力・兼子 仁編（日本評論社、2001年）258頁。

³⁰ 碓井光明『公的資金助成法精義』（信山社、2007年）137-138頁。

³¹ 石、前掲注4、831頁。

³² 平成18年3月6日付「福祉医療関係外郭団体への補助金の支出に関する住民監査請求の監査結果について（通知）」神監第354号、平成18年6月1日付「外郭団体への人件費支出に関する住民監査請求の監査結果について（通知）」神監第66号、神戸市監査事務局の監査等の結果に関するHP（<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/66/kansa/kekka.html#zyuukann>）等を参照。

³³ さいたま地判平成18年3月29日（平成15(行ウ)34ほか。裁判所HP（<http://www.courts.go.jp/>）より）。本件職務命令による職員派遣は、地方公務員法35条、30条の趣旨に反する違法なものであり、当該派遣職員に対する給与等の支払は違法な公金の支出に当たるとして、市長の損害賠償義務と土地区画整理組合の不当利得返還義務を認めた事例。

体自身の職務に従事していないにもかかわらず、給与を公共団体から支給することの法的問題」が指摘されており、これらを立法によって解決するべく制定されたものである。従って、派遣条例第4条において、「-----当該派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。」とあるのは、本来は支給できないが、派遣法等の規定に従った派遣職員への給与支給のみが認められるのであって、地方公共団体には、派遣法等に従った給与の直接支給を行うか、それとも補助金等を派遣先に支給することによる実質的な給与負担を行うかの選択権があるわけではないと考えられ、よって、ここにいう人件費相当額を補助金等として支給することそのものが問題となると思われる。

補助金の支給について、地方公共団体に広範な裁量権が認められているといっても、少なくとも派遣職員の人件費支給については、派遣法という個別法が制定されているのであり、現在の支給方式を見直される必要がある。(意見)

- ② 前述のように、職員派遣と派遣先公益法人等への補助金等の交付に関しては、実態が多様な上、県及び派遣先公益法人等において、必ずしも十分な情報開示が行われているとは言えないため、早急に情報開示のルールを整備すべきであると考え。(意見)

6. 金額の大きな補助金等について

補助金等の全般事項の最後として、県の行う補助金等の支出のうちその支出が大きいものについてコメントしておきたいと思う。

というのは、本年度のテーマ補助金等を選択し、冒頭の「第1 外部監査対象の概要」の「1. 事件（監査のテーマ）を選定した理由及び着眼点」において、「(1)民間の立場から愛媛県の実務全体を見つめること」としている外部監査人の県民に対するディスクロージャーとして大切であると考えからである。即ち監査は、もちろん監査人の立場から指摘をし、意見を記載し、提言をすることが目的ではあるが、一方外部監査人が選択したテーマについて、より多くの県民が目を向けてくれ、関心を持ってくれることが包括外部監査の効果として何よりも重要と思うからである。

さて、下記の表は県の行う全ての業務のうち、「負担金、補助及び交付金」として支出している事業ごとにその金額の大きなものから順に並べているビッグ 100 である。一番左が順位で次が補助金等の内容(名前)、続いて担当している部・課、平成18年度の金額、さらにその金額のうち国経由でない県の実質的な支出、なお、下記の中には個別事項で取り上げ意見記載しているものもある。

平成18年度 事業別 補助金ビッグ100

| 順位 | 負担金、補助及び交付金の名称 | 部局 | 課 | 支出(決定)金額 (円) |
|----|-------------------------|----------|------------|-----------------|
| 1 | 地方消費税交付金 | 総務部 | 税務課 | 13,886,049,000 |
| 2 | 介護給付費県費負担金 | 保健福祉部 | 長寿介護課 | 13,827,597,962 |
| 3 | 老人医療費公費負担事業費 | 保健福祉部 | 国民健康保険室 | 11,649,312,346 |
| 4 | 直轄道路事業費負担金 | 土木部 | 道路建設課 | 10,001,599,564 |
| 5 | 国民健康保険財政調整交付金 | 保健福祉部 | 国民健康保険室 | 6,157,630,000 |
| 6 | 私立学校運営費補助金 | 総務部 | 私学文書課 | 5,477,377,000 |
| 7 | 国民健康保険保険料軽減安定事業費 | 保健福祉部 | 国民健康保険室 | 5,165,493,449 |
| 8 | 自動車取得税交付金 | 総務部 | 税務課 | 2,596,550,000 |
| 9 | 障害児施設給付費等負担金 | 保健福祉部 | 障害福祉課 | 1,903,394,929 |
| 10 | 児童福祉施設入所 措置費 | 保健福祉部 | 子育て支援課 | 1,801,177,511 |
| 11 | 県社会福祉事業団経営安定化助成事業費補助金 | 保健福祉部 | 保健福祉課 | 1,800,000,000 |
| 12 | 小規模事業指導費補助金 | 経済労働部 | 経営支援課 | 1,785,474,136 |
| 13 | 重度心身障害者医療費補助金 | 保健福祉部 | 障害福祉課 | 1,616,808,477 |
| 14 | 中山間地域等直接支払交付金 | 農林水産部 | 農政課 | 1,463,785,301 |
| 15 | 直轄港湾事業費負担金 | 土木部 | 港湾海岸課 | 1,412,577,000 |
| 16 | 直轄高速自動車道事業費負担金 | 土木部 | 道路建設課 | 1,309,626,932 |
| 17 | 地域水産物供給基盤整備事業費補助金 | 農林水産部 | 漁港課 | 1,270,142,000 |
| 18 | 農業集落排水資源循環統合補助事業 | 農林水産部 | 農地整備課 | 1,146,905,000 |
| 19 | 直轄河川事業費負担金 | 土木部 | 河川課 | 1,139,567,450 |
| 20 | 農業共済団体事務費補助金 | 農林水産部 | 農業経済課 | 1,130,616,000 |
| 21 | 障害者自立支援給付費補助金 | 保健福祉部 | 障害福祉課 | 1,119,792,395 |
| 22 | ふるさと振興資金交付金 | 総務部 | 市町振興課 | 1,043,752,167 |
| 23 | 直轄ダム事業費負担金 | 土木部 | 河川課 | 1,015,279,324 |
| 24 | 漁村総合整備事業費補助金 | 農林水産部 | 漁港課 | 914,349,000 |
| 25 | 県民税徴収取扱費交付金 | 松山地方局 | 税務管理課 | 717,133,548 |
| 26 | 軽費老人ホーム事務費補助金 | 保健福祉部 | 長寿介護課 | 695,329,000 |
| 27 | 利子割交付金 | 総務部 | 税務課 | 680,586,000 |
| 28 | 乳幼児医療給付費 | 保健福祉部 | 健康増進課 | 675,084,949 |
| 29 | 国民健康保険高額医療費共同事業負担金 | 保健福祉部 | 国民健康保険室 | 584,903,324 |
| 30 | 山鳥坂ダム建設費等負担金 | 土木部 | 水資源対策課 | 557,283,747 |
| 31 | 配当割交付金 | 総務部 | 税務課 | 556,808,000 |
| 32 | 造林事業補助金 | 農林水産部森林局 | 森林整備課 | 552,928,123 |
| 33 | 株式等譲渡所得割交付金 | 総務部 | 税務課 | 493,460,000 |
| 34 | 企業立地促進奨励金、雇用促進助成金 | 経済労働部 | 企業立地推進室 | 473,427,000 |
| 35 | 平成18年度愛媛県鬼北町病院事業基金設置事業費 | 公営企業管理局 | 県立病院課 | 442,000,000 |
| 36 | 母子家庭医療費補助金 | 保健福祉部 | 子育て支援課 | 427,129,530 |
| 37 | 今治新都市土地区画 整理事業費補助金 | 土木部 | 都市計画課 | 426,190,000 |
| 38 | 水土保全林整備事業費補助金 | 農林水産部 | 林業政策課 | 407,032,000 |
| 39 | 港湾事業補助金 | 土木部 | 港湾海岸課 | 397,814,000 |
| 40 | 生活保護費負担金 (生活保護法第76条分) | 保健福祉部 | 保健福祉課 | 397,245,623 |
| 41 | 生活保護費負担金 (生活保護法第73条分) | 保健福祉部 | 保健福祉課 | 396,840,675 |
| 42 | ゴルフ場利用税交付金 | 総務部 | 税務課 | 389,682,230 |
| 43 | 県民税徴収取扱費交付金 | 西条地方局 | 税務課 | 364,629,851 |
| 44 | 精神障害者社会復帰施設運営費補助金 | 保健福祉部 | 障害福祉課 | 353,760,655 |
| 45 | 社会福祉施設職員等退職手当共済給付事業費補助 | 保健福祉部 | 保健福祉課 | 352,615,360 |
| 46 | 資源循環林整備事業費補助金 | 農林水産部 | 林業政策課 | 350,818,000 |
| 47 | がけ崩れ防災対策事業補助金 | 土木部 | 砂防課 | 340,826,000 |
| 48 | 保育所運営費県費負担金 | 保健福祉部 | 子育て支援課 | 323,243,848 |
| 49 | 愛媛県元気な地域づくり 関係事業交付金 | 農林水産部 | 農地整備課 | 315,734,000 |
| 50 | 道整備交付金林道事業費補助金 | 農林水産部 | 林業政策課 | 309,868,000 |
| 51 | 港湾施設維持管理交付金 | 土木部 | 港湾海岸課 | 303,288,137 |
| 52 | 石油貯蔵施設立地対策費 | 経済労働部 | 企業立地推進室 | 285,698,510 |
| 53 | 直轄海岸事業費負担金 | 土木部 | 港湾海岸課 | 264,314,000 |
| 54 | 地籍調査事業費補助金 | 農林水産部 | 農政課 | 262,557,000 |
| 55 | 運輸事業振興助成交付金 | 企画情報部 | 交通対策課 | 260,354,000 |
| 56 | 合併処理浄化槽設置整備事業費補助金 | 県民環境部 | 廃棄物対策課 | 243,532,000 |
| 57 | 沿岸漁業構造改善事業費 | 農林水産部 | 水産課 | 241,967,000 |
| 58 | 生活保護費負担金 (生活保護法第74条分) | 保健福祉部 | 保健福祉課 | 233,562,441 |
| 59 | 看護師等養成所施設整備費補助金 | 保健福祉部 | 保健福祉課医療対策室 | 225,882,000 |
| 60 | 漁港海岸保全事業費補助金 | 農林水産部 | 漁港課 | 216,736,000 |
| 61 | 老人福祉施設整備費補助金 | 保健福祉部 | 長寿介護課 | 211,335,000 |
| 62 | バス運行対策費補助金 | 企画情報部 | 交通対策課 | 211,189,000 |
| 63 | 愛媛県隣保館運営等事業費補助金 | 県民環境部 | 人権対策課 | 210,488,000 |
| 64 | 道路事業費補助金 | 土木部 | 道路建設課 | 207,785,000 |
| 65 | 団体営ため池等整備事業補助金 | 農林水産部 | 農地整備課 | 203,604,000 |
| 66 | 森林整備地域活動支援交付金 | 農林水産部 | 林業政策課 | 203,175,900 |
| 67 | 愛媛県介護保険地域支援事業交付金 | 保健福祉部 | 長寿介護課 | 202,539,886 |
| 68 | 農業集落排水統合補助事業 | 農林水産部 | 農地整備課 | 196,500,000 |
| 69 | 老人福祉施設等整備資金利子補給金 | 保健福祉部 | 長寿介護課 | 193,825,691 |
| 70 | 合併市町周辺地域振興補助金 | 総務部 | 市町振興課 | 192,269,000 |

| | | | | |
|-----|-----------------------|---------|------------|-------------|
| 71 | 老人保健事業費負担金 | 保健福祉部 | 健康増進課 | 189,382,594 |
| 72 | 政務調査費 | 議会議務局 | (空白) | 189,277,115 |
| 73 | 軽油引取税特別徴収義務者交付金 | 松山地方局 | 課税課 | 187,046,840 |
| 74 | 県単独土地改良事業補助金 | 農林水産部 | 農地整備課 | 185,777,900 |
| 75 | 国有資産等所在市町村交付金 | 総務部 | 総務管理課 | 179,124,500 |
| 76 | 県民税徴収取扱費交付金 | 今治地方局 | 税務課 | 178,930,209 |
| 77 | 保育対策等促進事業費補助金 | 保健福祉部 | 子育て支援課 | 173,180,000 |
| 78 | 原子力立地給付金交付事業補助金 | 経済労働部 | 産業政策課 | 168,649,092 |
| 79 | 障害児(者)施設等施設整備費補助金 | 保健福祉部 | 障害福祉課 | 167,928,000 |
| 80 | 鶏卵生産流通施設整備事業費補助金 | 農林水産部 | 畜産課 | 165,549,000 |
| 81 | 土地開発公社管理運営費補助金 | 土木部 | 用地課 | 163,911,000 |
| 82 | 空港整備直轄事業費負担金 | 企画情報部 | 交通対策課 | 160,282,784 |
| 83 | 中小企業団体中央会補助金 | 経済労働部 | 経営支援課 | 154,723,934 |
| 84 | 松山空港地域活性化基盤施設整備事業費補助金 | 企画情報部 | 交通対策課 | 150,000,000 |
| 85 | 県民税徴収取扱費交付金 | 八幡浜地方局 | 税務課 | 134,869,887 |
| 86 | 生活交通バス路線維持・確保対策事業費補助金 | 企画情報部 | 交通対策課 | 131,547,000 |
| 87 | 離島航路整備事業費補助金 | 企画情報部 | 交通対策課 | 130,913,000 |
| 88 | 心身障害者扶養共済制度推進事業費補助金 | 保健福祉部 | 障害福祉課 | 129,728,095 |
| 89 | 廃棄物処理センター運営費補助金 | 県民環境部 | 廃棄物対策課 | 128,992,448 |
| 90 | 自治医科大学負担金 | 保健福祉部 | 保健福祉課医療対策室 | 127,000,000 |
| 91 | 平成21年度国有資産等所在市町村交付金 | 公営企業管理局 | 総務課 | 126,883,700 |
| 92 | 地域生活支援事業費等補助金 | 保健福祉部 | 障害福祉課 | 123,839,000 |
| 93 | 生活保護費負担金(生活保護法第80条分) | 保健福祉部 | 保健福祉課 | 123,360,260 |
| 94 | 団体営中山間地域総合整備事業補助金 | 農林水産部 | 農地整備課 | 120,800,000 |
| 95 | 在宅福祉事業費補助金 | 保健福祉部 | 長寿介護課 | 112,671,959 |
| 96 | 魚礁設置事業 | 農林水産部 | 水産課 | 112,244,000 |
| 97 | 医療施設近代化施設整備事業費補助金 | 保健福祉部 | 保健福祉課医療対策室 | 110,112,000 |
| 98 | 医療施設近代化施設整備費補助金 | 保健福祉部 | 健康増進課 | 110,112,000 |
| 99 | 県民税徴収取扱費交付金 | 宇和島地方局 | 税務課 | 109,758,783 |
| 100 | 広域漁港整備事業費補助金 | 農林水産部 | 漁港課 | 107,931,000 |

続いて、相手先別に大きい順から並べると以下ようになる。

| 順位 | 負担金、補助及び交付金の支出相手先名 | 支出(決定)金額 (円) |
|----|--------------------|-----------------|
| 1 | 松山市 | 20,170,562,677 |
| 2 | 国土交通省 | 15,724,872,050 |
| 3 | 今治市 | 10,460,573,117 |
| 4 | 新居浜市 | 6,096,300,328 |
| 5 | 宇和島市 | 5,859,747,606 |
| 6 | 西条市 | 5,624,095,817 |
| 7 | 四国中央市 | 4,697,601,206 |
| 8 | 西予市 | 3,886,664,434 |
| 9 | 大洲市 | 2,939,608,595 |
| 10 | 八幡浜市 | 2,696,940,267 |
| 11 | 伊予市 | 2,118,751,766 |
| 12 | 愛南町 | 2,008,249,822 |
| 13 | 東温市 | 1,817,786,591 |
| 14 | 社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団 | 1,800,000,000 |
| 15 | 内子町 | 1,431,068,215 |
| 16 | 伊方町 | 1,424,642,646 |
| 17 | 鬼北町 | 1,387,007,827 |
| 18 | 久万高原町 | 1,331,489,852 |
| 19 | 松前町 | 1,229,968,870 |
| 20 | 愛媛県商工会連合会 | 1,156,797,629 |
| 21 | 財団法人愛媛県市町振興協会 | 1,043,752,167 |
| 22 | 砥部町 | 1,032,035,399 |
| 23 | 上島町 | 833,032,075 |
| 24 | 済美学園 | 692,312,200 |
| 25 | 新田学園 | 642,247,600 |
| 26 | 聖力タリナ学園 | 526,528,000 |
| 27 | 独立行政法人 都市再生機構 | 426,190,000 |
| 28 | 独立行政法人国立病院機構愛媛病院 | 421,977,791 |
| 29 | 独立行政法人 福祉医療機構 | 352,615,360 |
| 30 | 愛光学園 | 337,536,000 |

| | | |
|-----|-----------------------|-------------|
| 31 | 松野町 | 334,929,454 |
| 32 | 松山学院 | 314,753,800 |
| 33 | 愛媛県国民健康保険団体連合会 | 260,202,267 |
| 34 | 社会福祉法人愛媛慈恵会 | 247,796,644 |
| 35 | 社会福祉法人親和園 | 247,640,522 |
| 36 | (社)愛媛県トラック協会 | 244,614,000 |
| 37 | 帝京科学大学 | 234,580,200 |
| 38 | 松山聖陵学園 | 231,674,000 |
| 39 | (学)河原学園 | 228,013,000 |
| 40 | 松山農業共済組合 | 225,777,000 |
| 41 | 東予農業共済組合 | 210,423,000 |
| 42 | 社会福祉法人旭川荘南愛媛療育センター | 209,803,299 |
| 43 | 八幡浜地方農業共済組合 | 204,147,000 |
| 44 | ハリソン東芝ライティング㈱ | 200,000,000 |
| 45 | 松山商工会議所 | 198,811,270 |
| 46 | 伊予喜多農業共済組合 | 197,054,000 |
| 47 | 社会福祉法人 | 194,391,894 |
| 48 | 新居森林組合 | 193,844,323 |
| 49 | 社会福祉法人 | 188,813,027 |
| 50 | ロザリオ学園 | 181,444,000 |
| 51 | 今治明德学園 | 174,604,600 |
| 52 | (福)愛心会 | 171,513,000 |
| 53 | 財団法人電源地域振興センター | 168,649,092 |
| 54 | 有限会社協栄ファーム | 165,549,000 |
| 55 | 愛媛県土地開発公社 | 163,911,000 |
| 56 | 国 | 160,282,784 |
| 57 | 新居浜港務局 | 157,083,000 |
| 58 | 愛媛県社会保険診療報酬支払基金 | 157,040,659 |
| 59 | 宇和島地方農業共済組合 | 155,857,000 |
| 60 | 内子町森林組合 | 155,170,803 |
| 61 | 愛媛県中小企業団体中央会 | 154,723,934 |
| 62 | 挿桃学園 | 146,633,000 |
| 63 | 財団法人えひめ産業振興財団 | 144,253,245 |
| 64 | 社会福祉法人 | 139,738,297 |
| 65 | 新居宇摩農業共済組合 | 137,358,000 |
| 66 | 社会福祉法人宇和島厚生協会 | 135,179,612 |
| 67 | 自由民主党 | 130,680,000 |
| 68 | (財)愛媛県廃棄物処理センター | 128,992,448 |
| 69 | 学校法人自治医科大学 | 127,000,000 |
| 70 | 財団法人愛媛県体育協会 | 126,067,394 |
| 71 | 愛南漁協 | 125,218,000 |
| 72 | 医療法人青峰会 | 119,424,345 |
| 73 | 社会福祉法人野村町社会福祉協会野村学園 | 118,085,931 |
| 74 | 社会福祉法人 | 116,592,676 |
| 75 | 財団法人正光会 | 115,175,698 |
| 76 | 南予森林組合 | 112,121,720 |
| 77 | 宇和島地区 | 111,183,730 |
| 78 | 医療法人誓生会 | 110,112,000 |
| 79 | 医療法人誓生会 | 110,112,000 |
| 80 | 愛媛幼稚園 | 105,657,000 |
| 81 | 社会福祉法人 | 105,624,238 |
| 82 | 宇和島自動車(株) | 105,399,000 |
| 83 | 今治精華学園 | 100,514,600 |
| 84 | 久万広域森林組合 | 99,092,875 |
| 85 | 社会福祉法人 | 96,827,014 |
| 86 | 四国中央市(太陽の家) | 95,335,475 |
| 87 | 大洲市立大洲学園 | 94,974,762 |
| 88 | 社会福祉法人松山市社会福祉事業団ひまわり園 | 90,000,040 |
| 89 | 社会福祉法人日野学園 | 86,956,819 |
| 90 | 瀬戸内運輸(株) | 85,854,000 |
| 91 | 宇和島地区 | 85,545,808 |
| 92 | 新居浜市立 | 82,998,434 |
| 93 | 勝愛学園 | 81,151,000 |
| 94 | 社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会 | 78,161,000 |
| 95 | 大洲市森林組合 | 76,323,494 |
| 96 | 大村学園 | 69,896,000 |
| 97 | 愛媛県信用漁業協同組合連合会 | 67,855,384 |
| 98 | (財)地方自治情報センター | 67,073,000 |
| 99 | 荘山学園 | 66,637,000 |
| 100 | 社会福祉法人あゆみ学園 | 66,513,227 |